

第3号様式（第12条関係）

会議の開催結果

1 会議名	令和6年度(2024年度)第3回越谷市介護保険運営協議会
2 開催日時	令和7年(2025年)2月18日(月) 午前10時00分～午前11時40分
3 開催場所	越谷市役所エントランス棟3階 会議室3-1
4 会議の概要	<p>議事</p> <p>(1)令和6年度第2回介護保険運営協議会会議録について (2)令和7年度介護保険施設等整備等について (3)越谷市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>※ 会議の詳細は、別添会議録のとおりです。</p>
5 公開・非公開の別	公開・一部非公開・非公開
6 非公開・一部非公開の理由	
7 傍聴人員	なし
8 問い合わせ先	(担当課名) 介護保険課 TEL 963-9305 (直通)
9 その他	

令和 6 年度（2024年度）

第 3 回

越谷市介護保険運営協議会会議録

令和 7 年（2025年）2月 18 日（月）

市役所エントランス棟 3 階 会議室 3-1

越谷市介護保険運営協議会

令和6年度（2024年度）第3回越谷市介護保険運営協議会会議録

日 時 令和7年（2025年）2月18日（火）、午前10時00分～午前11時40分

場 所 越谷市役所エントランス棟3階 会議室3-1

出席者

委 員：星野会長、久保田副会長、古橋委員、島田委員、加藤委員、高橋（信）委員、中村委員、中島委員、得上委員、北山委員、会田委員、田島委員、吉尾委員、青木委員、堀切委員、植竹委員

事務局：山元地域共生部長、渡辺地域共生部副部長兼地域共生推進課長、小林地域包括ケア課長、会田介護保険課長、宮城保健医療部副参事兼健康づくり推進課長、中村地域医療課長、小澤地域共生推進課調整幹、相田地域包括ケア課調整幹、神谷介護保険課副課長、中村介護保険課副課長、

外5名

傍聴人：2名

《以下議事録》

1 開 会

司 会 それでは、定刻より少し早いのですが、ただいまから令和6年度第3回越谷市介護保険運営協議会を始めさせていただきます。

初めに、越谷市介護保険条例施行規則第9条第2項の規定では、協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないこととしております。

本日は、委員総数20名のうち、16名の方がご出席されており、ここに会議が成立することをご報告いたします。

なお、委員番号7番の佐藤委員、委員番号8番の蔭山委員、17番の高橋委員につきましては、ご欠席とのご連絡をいただいております。

2 挨 捶

司 会 それでは、開会に当たりまして、星野会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。星野会長、よろしくお願ひいたします。

星野会長 皆様、早くからお疲れさまでございます。

改めて昨今の状況を見ておりますと、世の中シビアだなと思っております。

何かというと、計画を立てたときに、どういう事業所が参入してくるのか、そしてまたそれに対して人員が確保できるのか、そしてまたそういったことを含めて、ちゃんと本当に必要な方々にこのサービスが届くのかということを考えてみると、なかなか難しくなっているのかなと思うときがございます。そういうところを含めて、皆様のお知恵をいただきながら、この計画が本当の意味で本当に必要な方の下に届くような、そういった議論を重ねていただければと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

司 会 ありがとうございました。

続きまして、本日の資料について確認させていただきます。事前の郵送にて3点の資料を配付してございます。1点目は本日の次第、2点目は資料1「令和6年度第3回越谷市介護保険運営協議会」、3点目は資料1—2「令和6年度第2回介護保険運営協議会会議録」、以上3点でございます。

また、当日配付資料といたしまして、3点をお配りしてございます。1点目は委員名簿、2点目は席次表、3点目は今月から開催しました移動販売に係る資料、以上3点でございます。資料の不足等はございませんでしょうか。

[「なし」と言う人あり]

司 会 本日の審議におきまして、ご発言の際には挙手をしていただき、事務局よりマイクを手渡されてからお話しくださいますようお願いいたします。

また、本日の会議につきましては、会議録作成のため内容を録音させていただきますので、あらかじめご了承願います。

それでは、今後の議事進行につきましては、越谷市介護保険条例施行規則第8条第2項の規定に基づきまして、星野会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、着座にて失礼いたします。次第に基づき、次第は皆様お持ちでしょうか。こちら次第ということで、既に送られているのではないかと思います。協議事項2つ、報告事項3点ほどということになろうかと思います。次第に基づいて議事を進行させていただきたいと思います。

この運営協議会の議事内容につきましては、越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱第8条1項に基づきまして、原則公開となっております。ご了承いただければと存じます。

それでは、事務局に伺いますが、本日は傍聴者の方はいらっしゃいますでしょうか。

事務局 はい、2名いらっしゃいます。

議長 では、ご入場いただければと存じます。

今日はどうも傍聴の方、お疲れさまでございます。よろしくお願ひいたします。傍聴の方に改めてお願ひがございます。あらかじめお示ししたと思うのですが、傍聴要領をお守りいただきますように、その上で傍聴いただきますようにお願ひいたします。

3 議事

(1) 令和6年度第2回介護保険運営協議会会議録について

議長 それでは、議事のほうに移らせていただきます。

次第に従いまして進めてまいりますが、おおむね90分を予定しております。議事の進捗状況においては、前後する可能性があります。円滑な審議進行いたしますように、皆様のご協力のほどよろしくお願ひいたします。

初めに、会議録、多分皆様のところに会議録については送られたものと思います。何かご意見とかご質問とかございますでしょうか。

事前に送られて、何かあれば言ってくださいというふうには言ってあるのですね。

事務局 はい。

議長 特にご意見もなかったように聞いておりますので、ではこれでファイナルにさせていただきたいと思います。承認いただけたものというふうに承らせていただきたいと思います。

(2) 令和7年度介護保険施設等整備等について

①令和6年度介護保険施設等整備に係る選考結果について

議長 では、次へ進みます。

次に、これから協議事項のほうに入していくことになろうかと思います。協議事項で令和7年度介護保険施設整備等についてということで、協議事項のほうに移りたいと思いますが、事務局から説明をお願ひいたします。ただ、項目が4つほどにわたっております。長い説明を一気に受けても分かりにくいところがございますし、消化不良となりますので、それぞれの項目ごとに説明をし、進めてまいりたいと思います。

それでは、事務局のほうからご説明のほどよろしくお願ひいたします。

事務局 それでは、令和6年度介護保険施設等整備に係る選考結果についてご説明をいたします。

初めに、資料1の3ページをお開きください。よろしいでしょうか。では、前回の当協議会にてご報告いたしましたとおり、このたびの公募による応募者につきましては、介護老人福祉施設の2施設より応募がございました。選考結果につきましては、3、選考結果に記載のとおり、社会福祉法人高志会による（仮称）越谷れんげの郷に決定いたしました。こちらの施設につきましては、令和9年4月1日の開設に向けて手続等を進めてまいります。

なお、この選考結果につきましては、本協議会終了後、速やかに越谷市ホームページにて公表いたします。

次に、4ページ、5ページをお開きください。ここでは参考資料といたしまして、選考方法等や市内介護老人福祉施設の日常生活圏域別の施設数を掲載しておりますので、ご参照ください。

また、5ページには、今回選定しました施設、（仮称）越谷れんげの郷の本市における位置関係を掲載いたしました。御覧いただきますと、図の右下のほうですが、丸が連なっておりますが、この隣接する土地には、同法人が運営する特別養護老人ホーム越谷れんげの杜が設置されております。今後、こちらの場所におきまして特別養護老人ホーム100床、併設型のショートステイ20床として整備を進めてまいります。

事務局からの説明は以上です。

議長 最初に令和7年度と言っておいて、今事務局は6年度というふうなあれがありました。要は6年度として処理するものということでご理解いただければと思います。令和6年度の介護保険の施設整備に関するということで、特別養護老人ホームにつきまして、この計画を立て、そしてまた公募をし、そしてまたこの法人で決定し、またそうなってきたときにこの選考方法を行い、そしてまたその選考方法でここに決定した場合、こういうエリア図になるという大きな流れかと思います。

この点につきまして、何か皆様のほうからご意見とかご質問とかございますでしょうか。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

議長 では、この報告に対しまして、ここでご説明させていただいたと。それをもって、市としては改めてここで報告した旨を踏まえて、ホームページ等で広報

にかかるという理解でいいですね、ということになります。よろしいですか。

事務局 はい。

議長 分かりました。ありがとうございます。

(2) 令和7年度介護保険施設等整備等について

②令和6年度で応募がなかったもの

議長 それでは、2番目のほうをお願いいたします。

②が皆様のページで言うと、多分7ページになるのではないかと思います。
では、事務局から。

事務局 それでは、続きまして令和6年度の公募において応募がなかったものについてご説明をいたします。

資料1の7ページをお開きください。今年度の公募におきまして、応募がな
かった各種サービスにつきましては、それぞれ第9期計画に掲げる目標数を達
成できるよう、改めて令和7年度に公募を行う予定としております。

続いて8ページをお開きください。ここでは、改めて公募を行う際の募集内
容について掲載をしております。基本的には令和6年度の公募の内容を引き継
ぐ予定としておりますが、全く同じ公募内容とした場合、今回と同様の結果に
なることも想定されますので、表中、網かけとして掲載しておりますが、こち
らは事務局において要件の緩和も可能と考える部分でございます。

これについて、9ページを御覧ください。3の協議事項でございますが、事
務局としまして先ほど申し上げましたとおり、次の点について公募要件の緩和
が可能と考えております。まず、特定施設入居者生活介護でございますが、先
ほど募集内容の中で、整備数を「概ね100床」と記載しておりますが、こ
れは100床に届かない床数についても応募ができることとしており、これに
よって応募の間口を広げたいと考えております。

次に、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームでございますが、
これまで同一法人による当該サービスへの複数応募を不可としておりましたが、
これを緩和し、複数の応募も可能とすることを検討しております。また、その
整備数につきまして、1つの生活単位、1ユニットを9床とした場合の最大3
ユニットまで、つまりは1施設27床までの応募も可能とすることを検討して
おります。

次に、整備予定年度でございますが、それぞれの要件に「令和8年度末」ま

でに整備を完了することと記載しておりますが、これを「原則、令和8年度末」までに整備を完了することとし、状況によって延長の余地を残すことを検討しております。

最後に、4、令和7年度公募に係るスケジュール表を御覧ください。こちらにつきましては、今年度における公募のスケジュールをベースに、全体的に期間を前倒しする一方で、公募の周知から申請受付までの期間を2週間ほど延長しております。これにより、事業者が申請までの準備期間及び決定後の整備期間をより長く確保できるよう検討しております。

以上が事務局案でございます。この募集内容につきましては、委員の皆様からのご意見等も含め検討させていただき、今後市長決裁にて決定したいと存じます。

事務局からの説明は以上です。

議 長 ありがとうございました。今、②に当たります。7ページからになります。言ってみれば、令和7年度における令和6年度でここにあるものについて、本當は応募をしていただき、そしてまた決定していきたいと思っておりましたけれども、応募がなかったということでございまして、実はこれは本市だけではないと思っております。近隣市においても、こういった公募がなかなか厳しいというような状況もある中で、越谷市としては「概ね」とつけるなどして条件を緩和する。次年度も応募がないということはまずいので、それを避けるべく努力しているという理解でおります。

こういった感じで多少緩和する形で提示し、9ページにあるようなスケジュール感で臨みたいということでございますが、皆様のほうから何かご意見とかご質問とかございますでしょうか、これに関しまして。

A委員、何かありますか。

A委員 介護保険事業を運営している者の立場から、1つ発言をさせていただければ存じます。

まず、7ページのところなのですけれども、令和6年度で応募がなかったものの、先ほどの星野会長からもあったと思うのですが、公募に対して応募が来ないという状況で、協議内容で工夫して応募が来るようになるのがあるかと思うのですが、根底にまず労働人口がかなり縮小している、または今後も縮小が進んでいくというのがあろうかと思います。介護保険事業においては、人員要件、最低何人介護職がいなければいけないなどの設置がされています。なので、

その労働力の確保が難しいというのが、まず大前提なのかなと思います。

その中で、公募するサービス種別を一くくりにしているかと思うのですけれども、近隣市町村のほうを見ましても、地域密着型サービス、要は越谷市民のための資源をつくるという観点になったときには、地域密着型サービスのほうに特に施設整備を進めていかなければならぬと思います。というのも、老健だったり特別養護老人ホームだったりというのは、近隣市町村のほうに越谷市民が入所、入居することが可能なサービス種別もあろうかと思います。なので、めり張りをつけた計画、第8期のときにもこういった議論はあったかと思うのですけれども、どうしても新しく施設が建つと、既存の事業所の労働力が横移動するにとどまるといったところもあるかと思います。第9期の介護保険事業計画のほうに、2030年には要介護認定者数が1.29倍に増えるといったデータもあるかと思いますので、ぜひ第10期とか、今後の事業計画をどうしていくのかというのについては、その必要性の検討も含めて考えていくべきだと思っています。

協議事項の中の話ではないところは大変恐縮なのですけれども、これまで8期、7期と委員をやらせていただいたのですけれども、3年間の中で、どういうロードマップで議論されていくのかということが分からぬところもあったりしますので、6年度は第8期の確認、7年度は第10期を作成するまでの検討とか、令和8年度に関してはどうやっていくというような、どこで何を発言したらいいのかということが分からぬところがあつたりしたものですので、今回の協議事項ではないところを発言するのは大変申し訳ないとは思ったのですけれども、あえて発言をさせていただきました。

私のほうからは以上です。

議長 ありがとうございます。実は、それは一番最初に申し上げたことと関連するのですが、計画を立てても、今言っていただいたように労働者のことが、数が変わらないのにできるのかということを含めて、計画というものが計画として実際展開し得るのかという問題があらうかと思います。そういう意味で、多分事務局としては序破急ではないのですけれども、今年度は計画に対しての振り返り、そして計画をどんどんまた新しいものに進化させていくと。今回の公募及び募集の状況、こういったものをしっかりとモニタリングしながら、次の計画に結びつけていくということはお考えかと思います。

そしてまた、今ここで改めて大切なことは、この公募に関しては、こういう

緩和ということはもちろん大切なのですが、もしこれができる場合、できない場合、そういったことの深い検討に基づいて、改めて次の計画というものをしつかりやっていかないといけないし、それが実態としてどうなのかという、そういう実態的な検討というのが必要になってくるのではないかと思います。

何か事務局から補足があれば。

事務局 ご意見ありがとうございます。今、A委員からお話をありましたとおり、このロードマップというところ、介護保険事業計画につきましては、通常の計画よりもかなりスパンが短くて、3年1期ということでございまして、各こういった運営協議会の委員の中で皆様にお諮りをいただいているところですが、今ご意見いただいたロードマップ、3年間で何をどうやるのかというのが、長い間でお示ししていなかったところもございますので、次回、令和7年度第1回のときに、来年度は今度の計画に向けてのアンケート調査をすることにもなっておりますので、この2年におけるロードマップで大体どういったものを行うといったものが、事務局からお示しをできるようにしていきたいと思いますので。貴重なご意見ありがとうございました。

以上でございます。

議長 ほかに何かご意見等とかございますでしょうか。よろしいでしょうか。実はこの問題については、私が申し上げることではないかもしれません、②の令和6年度で応募がなかったものに対応する。これはこれで淡々とやらざるを得ないと思います。ただ問題は、これをやってどうだったのかとか、そういうことの検証を、相当こちらの委員会としてはやらなければいけないのかなというふうに思っております。そういう意味で、今の委員のご意見というのは、非常に貴重なかなというふうに思っておりますし、そのための我々委員会が、この計画に関わる意義だというふうに認識しております。

では、こちらの②のほうの令和6年度で対応がなかったものについての報告及びそれに対する対応、これはよろしゅうございますでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

(2) 令和7年度介護保険施設等整備等について

③特別養護老人ホーム等大規模修繕補助事業

議長 では、次、③のほうへ行きたいと思います。

事務局 それでは、特別養護老人ホーム等大規模修繕補助事業についてご説明をいた

します。資料1の10ページ、こちらをお開きください。

本事業は、第9期計画期間中に特別養護老人ホーム及び養護老人ホームにおける大規模な修繕に対して、予算の範囲内で補助金の交付を行うものでございます。本事業による整備数につきましては、資料に記載のとおり2施設以内を予定しており、大まかなスケジュールとしましては、令和7年度中に対象となる事業者を募集、選定の上、令和8年度において工事に着手、同年度内に整備を完了し、補助金の交付までを予定しております。

その整備内容でございますが、既存施設において対象となる工事の補助対象経費の見積り総額が1,000万円以上となる修繕を要件としております。なお、対象となる工事の詳細は、表中の整備内容、こちらに記載される各項目をご参照いただければと存じます。

本事業は、過去にも令和4年度に募集、選定を行い、令和5年度に工事及び補助金交付を行っているところでございます。このたびの事業者選定の方法につきましては、大まかには前回と同様の内容で検討しておりますが、詳細につきましては、次回の当協議会にて提示させていただく予定でございます。

事務局からの説明は以上です。

議長 だから、ここでは補助事業を、こういう方向で考えているということを報告するということでいいですね。基本的にこの大規模修繕については、セオリーどおりのご提示なのかなというふうに認識しております。また、何か事務局から補足があればお願いします。

特養及び養護老人ホームを対象にし、2施設以内ということ。整備内容について、こちらに書いてありますし、基準額等については、こういう予定でいるということでございます。何かこの点について、一応こういう方向で進めていくということ、また詳細については、次回の協議会にてご報告いただけるものと思いますが、何かございますでしょうか。

はい、どうぞ。

B委員 建築後10年以上の施設というふうになっていますけれども、市内の施設10年というのは幾つぐらいあるのでしょうか。

議長 いいですか。事務局のほうからお願いします。

事務局 10年以上たっている施設でございますが、今令和7年でございますので、平成27年より前に建っている施設が対象となりまして、その施設につきましては、今私の手元にある資料ですと10施設になります。27年4月1日まで

に建てられている施設というのが 10 施設ございますので、10 というような形になっております。

以上でございます。

議長　内訳、養護と特養の内訳は。

事務局　全て特養になります。失礼しました。養護老人ホームにつきましても 1 施設ございますので、全部で 11 というような形になります。

議長　よろしいですか。大切なことですね。実際対象になるところがこれだけある。はい、委員、どうぞ。

C 委員　質問と、それからお願ひがあります。今、11 施設においてのうちから 2 施設ということでやっていただけで、利用されている方たちにとっては絶対必要な修繕だと思うので。あと、そうするとやっていない 9 つというのがあるわけですがけれども、これもいずれやるときに、同じようなところの改修工事とか、同じ工事に至った状況とかというのがあると思うので、そのたびごとにやった資料とか内容について、残っている修繕を希望する施設にアドバイスなり、それから予算なり見通しなりというものが継続的に、1 回やったらやめではなくて、継続的にやっていただいたら、残っている施設の利用されている人たちも、安心安全の中で生活ができるのではないかと思うので、これはぜひやってもらって、予算の縮小化も含めて。

最後の質問ですけれども、定員 1 人当たり 100 万ということは、100 床で 1 億円ということでおよそいいでしょうか。

私の質問は以上です。

議長　まず、1 つが引継ぎ的なほかの施設に対する情報提供的なもの、それからもう一つが額の予算として、そんなものでよろしいかということだと思いますが、事務局のほうから何かありましたら。

事務局　ご意見ありがとうございます。まず、施設の整備の方針なのですけれども、今回 2 施設ということなのですが、前回 1 施設、8 期のとき 1 施設ということで、応募いただいたところが 2 施設ございました。この 2 施設の中からどちらを選ぶかということに関しては、まず老朽度調査を我々職員と建築関係の部署の職員とで見まして、老朽度の確認、それから金額、それとあとは現場の調査をしてやっているところでございます。

今回、2 施設以内ということで上がってきたところも、当然今回どれぐらい上がってくるか分からぬのですが、今委員のほうからご意見があつたように、

施設についてはだんだん古くなつて、躯体が壊れてくるということも考えれば、先ほどA委員のお話でもありましたように、今後第10期計画をつくるときに、今後こうした事業を行っていくかどうかというところで、皆さんのはうからぜひご意見をいただきたいというふうに考えております。

それから、1床100万円に対して、100床あれば1億円かということに關しましては、1億円の補助ということでございますが、基本補助金は総事業費の2分の1ということで考えておりますので、修繕費用が大きいですから、それを下回るということはないのですが、基本1床100万円でございますので、100人いれば1億円の補助金というような形になっております。

以上でございます。

議長 C委員、いいですか。

C委員 はい、結構です。

議長 ありがとうございました。

ほか何かご意見等は。はい、どうぞ。

A委員 質問させていただきます。よろしくお願ひします。

これはちょっと分からなくてお聞きしたいのが、前回令和4年ということだったのですが、3年に1回程度のペースで行われるものなのか。というのも、2施設、先ほどC委員からもご発言あったと思うのですが、すごく根本的な大規模の修繕をするのであれば1億、50%といえば2億までの修繕ができるということになるかと思うのですけれども、もしそうであれば、建築後10年というのは、鉄筋とか鉄骨とかできていれば、そこまで老朽化していないのではないかなどというので、何となく20年以上たっていればとか、耐久年数とかが工法によっては異なってくるかなという気がしましたのと、先ほどの11施設あるということで、広く修繕していくということであれば、2施設は少ないというか、3年にもし1回という形であれば、6年後に4施設ということで、あとまだ7施設あるというふうな形になってしまふのかなというので、安心安全に関わるところという意味では、災害もいろいろ考えられている時期ではありますので、本当に根底的な大きな修繕をするということでの話なのか、それとも予算を縮小して広く早めに整備していくというふうな考えでいくのか、この募集が3年に1回なのか、頻度にも関わってくるのかなと思うのですけれども、その点については考えとしてはどのようになりますでしょうか。

議長 ちょっと待ってくださいね。まず、ここで1点が、この修繕というのが、ス

パンというのがどれぐらいなのかというのが1つ。それから、もう一つが工法で言えばもっと長くてもいいかもしないのに、10年という設定というものの位置づけは何なのかということ。それから、もっと増やしてもいいのではないかということだったと思います。たしか前回は1施設であったのを、委員の中から、やっぱり1施設ではちょっとまずいのではないのというようなお声があって、2になったような記憶もございますが、正確なところを事務局のほうからお願ひいたします。

事務局 それでは、今A委員のほうからご質問があった件なのですが、まず修繕に関しては、これは施設の創設、先ほど議題に上がりました地域密着もそうなのですけれども、3年間の計画の中で何をどう建てるか、直すかというのは、計画の中で定めていくものでございますので、今回、今後10期の計画を見据えてく中でそういうご議論、当然今まで我々も特別養護老人ホームの創設というところで、8期も9期も1施設をつくってきたところでございます。

たしか7期のときは、2施設創設してきたところだと思うのですが、今後高齢者人口は確かに割合としては増えていくと思うのですけれども、人口減少がなっていく中で、総体的に小さくなった場合に、今後今ある施設をいかに生かしていくかというその議論も、この運営協議会の中で行っていただきたいと思いますので、10期計画の中で、この修繕についての数をどうしていくかというのは、是非皆様の中で議論いただければと思います。

それから、施設については50年という減価償却というのが、大体補助金が絡んでいるところがあるのですが、この補助要綱の中で10年というところで縛りを設けているのは、大体特別養護老人ホームの建物の設計というのが、鉄筋コンクリートでできているかと思うのですが、やはり建物が地震とか、そういうしたものでいくとどうしてもクラックといったひびが入って、ひびが入ってくると、そこから雨が入って雨漏りをする、もしくは壁が浮いてくるという細かい修繕が出てきてしまいまして、それをやはり通常のおうちでも、大体20年とか10年に1回ぐらい壁を塗り直しているかと思うのですが、そういうものをやらないと長くその施設がもたないということで、ここは大体10年というような考え方で要綱の縛りを設けているのかなというふうに考えております。

いずれにしても、修繕に関しましては、前回の8期計画で初めて越谷市のほうで取り入れたものでございまして、先ほども申し上げましたが、今後10期計画の中で策定するときに、皆様のお知恵を拝借できればというふうに考えて

おります。

以上でございます。

議長 ちょっと整理させてください。まず、3年に一遍というのは、そもそも介護保険のこの計画の中で、3年を1単位としてやるということなので、この3年ということがあるということ。そして、その計画ということの中で何施設にするのか、それは次の計画へ結びつけていくことになるだろうということ。それから、2ということがいいのかどうなのか含めて、これは計画の中で。あと、10年というのは、これは私の理解なのですが、マンションでもよく10年ぐらいなると考えようかなっていう話もありますが、要はこれはエントリーする最低条件ということで、私の意見です。最低条件。それに対してまた応募があったとき、実際老朽度とか、そういうところを見て審査するということであって、これはあくまでエントリーするための条件という、そういう理解でよろしいですか。

事務局 はい、そうです。

議長 もちろん長いところは長いでしょうし、それはそれでまたあると思いますが、少なくともエントリーするための最低条件として、この10年を設定されたという理解だと思います。

ほかに何かご意見とかありますでしょうか。よろしいですか。とてもいい意見、ありがとうございます。前回1施設って書かれたとき、情において忍び難しというようなご意見もあったやに覚えておりますので、それが2になったと。ただ、2がいいのかどうかということを含めて、それはそれでまた実態に即してご議論いただくことになると思います。そういうことを含めて、A委員のおっしゃったように今年は何をする年なのか、来年は何をする年なのか、そういったことのめり張りというのが必要になってくるのではないかというふうに思います。

(2) 令和7年度介護保険施設等整備等について

④介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）改修増床

議長 それでは、第4番目のポイントについてご説明いただけますでしょうか。

事務局 それでは、介護老人福祉施設改修増床についてご説明をいたします。

資料1の11ページ、こちらをお開きください。特別養護老人ホームの改修増床につきましては、本市では初めての取組として第9期計画期間中に公募を

行う予定としており、整備数は2施設を予定しております。整備内容につきましては、既存施設による増築を伴わない施設内部の改修によって、定員を増加するための整備としており、整備予定年度につきましては、令和8年度末までに完了することとしております。

この改修増床につきましては、既存施設の使用していない部屋や空きスペースについて居室への変更を想定しておりますが、以前に短期入所生活介護、いわゆるショートステイを併設している施設より、ショートステイの居室を特養居室に転換することができないかといったご質問、ご要望をいただいている状況もございます。要介護者が施設等に短期間滞在し、食事、入浴等の日常生活の介護を受けるこのショートステイにつきましては、介護者が急な用事等で要介護者を預ける必要が生じた場合や、介護者のレスパイトケアなどの観点からも、介護サービスとして一定数の確保は必要と考えております。

コロナ禍からの影響もあり、全国的にも、また本市においても介護サービスの需要が増加する中で、特別養護老人ホームの給付実績の伸びと比べ、ショートステイの給付実績は横ばいの状況が続いていることから、事務局といたしましては、施設から要望もある中で、こうした介護ニーズに即した整備等を進めるため、既存施設につきましては、特養居室への転換を認める必要もあるかと考えております。転換につきましては、本日、委員の皆様からのご意見等も含め検討させていただき、その詳細につきましては、次回の当協議会において提示させていただきたいと存じます。

なお、今年度公募により選定をしました特別養護老人ホーム、先ほどの特別養護老人ホームにつきましては、公募要項において、併設するショートステイの特養居室への転換は認めないと旨を明記しておりますので、本件はあくまでもそれ以前に整備した施設が対象となることを補足させていただきます。

事務局からの説明は以上です。

議 長 簡単に私の整理を言わせていただきますと、現在もう既にある特養におきまして、増築ではなくて、施設内部の改修によって定員を増加するための整備をする。これを、2施設をマックスとして考えていると。それで、整備予定もこのように考えていると。

ここでポイントになるのが、現在ショートステイとして展開している部分を、居室への転換、これを含めて議論したいということの中で、ショートステイを介護施設の居室への転換ということについても認めてよろしいかどうか。これ

については、逆に言うと実際の使用実績、そういうしたものに基づいて、当然そういういった申請というのはなされてくると思います。そういう実績等について、ちゃんと踏まえた申請があるのであれば、やみくもにやりたいとかいうのではなくて、そういうエビデンスを含めたものであればよろしいかどうかという、そういうご議論かと思っております。間違っていたらごめんなさい。いいですか、そんな感じで。

では、委員のほうから何かございましたら。

はい、どうぞ。

D委員 ショートステイについては、介護者の方の負担軽減という形で定期的に利用させていただいているので、ある程度確保はしていただければと思います。特に私の担当に限るのか分かりませんが、ショートステイでも個室と多床室というのがありまして、最近金銭的なこともありますので、多床室についてはなるべく確保していただくと、長期利用、ご利用者さんの負担というのもあるので、していただけたらと思います。

以上です。

議長 今のご意見というのは、移行は駄目だというのではなく、逆に言うとそういう実態に合わせて、多床室のほうをある程度ちゃんと確保するような形で残してもらいたいと、そういうご意見ですか。

D委員 ショートステイ、全体にやっぱりあったほうがいいと思うのですが、多床室があったほうが、より使いやすさが残るかなという感じです。

議長 もしそういうことを、転換することも考えるならば、そういうところをちゃんと押させてほしいというご意見かなというふうに思います。

ほかに何かご意見ありましたら。

はい、どうぞ。

A委員 これは転換を可能とするかなのですが、転換要件といいますか、条件、例えばですけれども、100床の特養が80床稼働して開けていると。20床は人員的に開いていないという中で、ショートステイを移行するのはオーケーなのかとか、そういうことも出てくるような気がいたします。ですので、特別養護老人ホームがまず全て開いている、100床全部受け入れているというのを要件にするとか、または100床の中で何床を入所していれば入れていいのかという要件は必要になってくるように思います。

あと、これは実際に先ほどD委員からもあったのですけれども、ショートス

ティの多床室、個室、それからユニット型、いろんなケースがあると思うのですけれども、特養の施設基準とショートステイの施設基準が異なったりしたときに、請求をどのように考えていくのかというのも考えていかなければいけないことが出てくると思うのです。なので、これだったら従来型の個室として扱うのかとか、多床室として扱って請求していくような形になるのかなと、考えていかなければいけないのかなと思います。

それから、待機者が多いという話があるのですけれども、待機者については、ユニット型については、つい先日営業も来るぐらい、もし入所を検討している方がいたらご紹介くださいといったところで、従来型の個室、従来型の多床室が安いというので、介護の場合入所したときに、大学とかと違って4年で支払いが終わるとか、そういったものではないので、少しでも安いところを希望する。経済的に余裕がない世帯においては、そういった傾向があって、すごく待機しているのは、この施設を応募している。空きの連絡があつても、そこだったら高いから入所しないといったようなところもあるので、その辺も加味して考えていただきたいと思っています。そういう条件面で、今検討しているものってございますでしょうか。

議長　ここで大切なのは、今おっしゃったのは、この転換ということの中で、A委員、逆に言うと条件的なものはちゃんと満床になっているかということと、それからあともう一つは、それに伴って報酬というか、単価が変わってくるのではないかと、そういったところはどう考えているのかと。その2点でいいですか、大きいところで。

A委員　大丈夫です。

議長　では、事務局のほうから。

事務局　まず、要件については、今公募要項作成の段階で、かつこの改修増床については、そもそも今あるところを直してとか、先ほど説明があったように家族室とか、使っていないスペースということで考えていたのですが、ある事業所から、ショートステイに転換するのを認めてもらえないかという意見があったので、皆様のほうにご意見ということで聞いたところでございます。

その中で、今D委員のほうから、ユニットというか、特に多床室はやはりその要望が多いので、そういったところは対象にしないでもらいたいとかというこの要件については、今後我々事務局のほうで案を練りまして、A委員からも言われたことを検討した上で、次の第1回のときにお諮りしたいというふうに

考えております。

その中で、ショートステイの基準と特養の基準、ユニットの部分なのですけれども、ショートのいわゆる設備基準というのは、意外とそんなに細かく決まっていなくて、逆に特養のユニット型の基準のほうが、面積の関係とかそういった部分が、仮にユニットにその部分をするとすれば、お風呂の数とかトイレの数とか、そういうものがかなり細かく決まっていますので、仮に現状今のユニットの併設されている部分、空床利用の部分は考えておりませんので、併設のショートステイをもし転換するときには、当然その事業所についてはユニットの特養の基準に合う形でないと、我々もその部分を特別養護老人ホームとして認める予定はございませんので、そこは最低限のラインになるかというふうには考えております。

いずれにしても、要件はこれから考えていきたいと思うのですが、満床率で考えた場合に、例えば公募したときは100%に近い数字だったのに、後でこれが低下するということも当然考えられますので、満床率をその要件に入れるかどうかというのは、ここは慎重に検討させていただきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

A委員 ありがとうございます。

すみません。あともう一点なのですが、ショートステイの先ほど基準のお話があったのですが、ショートステイを開設するのに20床以上という規定があります。なので、入所施設との併設であれば、比較的確保がしやすいのですけれども、ショートステイの施設が増えない背景には、そういった基準があるという。なので、市内のショートステイの資源の中で、そういった単独のショートステイの施設数は増えていないといったところで、今回のこの取決めによって、どのくらい広がっていくか分からぬのですが、現在市内のショートステイは、特養とかそういった入所施設の併設型が、大きな一翼を担っているというところもあるので、これによって入所施設併設型のショートステイが減っていくということになつたときには、その影響というのも大きいような印象がありますので、ぜひその辺も加味していただければと思います。

以上です。

議長 ということで、今おっしゃった中で満床率については、相当慎重にやらなければいけないだろうということ。それから、どういう基準で考えるのかということについては、当然それについては、そういう問合せがあつたことに対して

門前払いというか、駄目というのか、それとも可能性あるのかということを、ここで議論してきたことがあると思いますので、改めて駄目ということではないのかもしれないけれども、今A委員が言われたようにショートステイのニーズの問題とか、それから逆に言うと、どういうことが附帯条件となっていくのかについては、改めて事務局のほうでまたご検討いただき、それを次の協議会に提示していただくということになろうかと思います。

確かにおっしゃるとおり、ショートステイセンターとか、そういうものの絡みを考えますと、ではショートステイのほうを使っている、使っていないだけで変えていいのかとか、そういうことについては、地域のニーズとの絡みの中で慎重に考えていかなければいけないと思います。少なくとも、まず最初にこの改修増床について考えるということ。そしてまた、特に改めてショートステイとの変換については、これはまたデリケートな問題もありますので、そういう条件等については検討した上で、事務局からまた次回案を提示することになろうかと思います。事務局、そんな感じでいいですか。

はい、どうぞ。

E委員 今の議論の中で、ショートステイが居宅サービス側から見るとなくなったら困るというお話の中で、既存の施設さんからショートステイの部屋を転換したいという意見があったと。ショートステイの部屋を特養に変換するというもっともな理由というのは、何かあったのでしょうか。

事務局 これは個々の施設に限ったことではないのですが、よく言われているのは、コロナ禍を通してショートステイの利用が落ちてしまっているというところの中で、そういう意見がかなり多く出ておりまして、我々のほうも実際ショートステイの稼働率というか、満床率のほうを見てみたのですけれども、7期計画のときの流れから見ると、7期計画が30年、元年、2年ということで、30年と元年に関しては、ショートステイが我々の給付費の見込みで見ていく中では、大体95%以上の値だったものが、令和2年以降は70%から75%に落ち込む。これが当然3、4、5というふうに続いて、6年度の今の段階でも、これがあまり回復していない状況というものがあります。

そうした中で、特別養護老人ホームに併設されているショートステイの事業所については、なかなかそれで稼働率が上がらないというところで、やはり収益も上げていかなくてはいけないというところの中で、今回特別養護老人ホームの改修増床というところの中で、その転換というのも一つ考えていただけ

ないかというところの理由で、今回入ってきているところでございます。

以上でございます。

議 長 今、事務局から事実関係が説明されたと思いますが、よろしいですか。

一応そういう背景を基に議論をして、ただそういう要望があったから、はい、そうですかというのではなくて、そのための条件づけみたいなのは、また改めて事務局のほうで整理していただくということになろうかと思います。

では、これで事務局のほうから協議事項の整備等についての4つ目まで終わったということでおよろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

報告事項

(1) 令和6年越谷市高齢者施設等光熱費高騰対策支援金の交付について

議 長 では、次、報告事項のほうに移りたいと思います。

報告事項1、令和6年度越谷市高齢者施設等光熱費等高騰対策支援金の交付について、これを事務局からお願ひします。

事 務 局 それでは、資料1の14ページ、こちらをお開きください。令和6年度越谷市高齢者施設等光熱費等高騰対策支援金の交付についてご説明をいたします。

令和6年12月17日に国の国民の安心安全と持続的な成長に向けた総合経済対策を踏まえた令和6年度補正予算が成立し、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を追加する旨が盛り込まれました。

本市といたしましては、この決定を受け、市内の高齢者施設等が物価高騰による負担を利用者に転嫁することなく、各種サービスを安定かつ継続的に提供できるよう、令和7年1月の臨時会に補正予算を上程し、この議決を受け、本支援金の交付を決定いたしました。

本支援金の内容でございますが、特別養護老人ホームなどの入所系の施設には、定員1人当たり1万7,300円、通所介護などの通所系の施設には、1施設当たり17万9,200円、居宅介護支援などの訪問系の施設には、1事業所当たり1万8,700円を支給することとしております。

なお、申請期間ですが、令和7年2月3日から令和7年2月28日までの1か月間としており、市内の全事業者宛てのメールや市ホームページ、「広報こしがや」2月号などにより周知を図っております。今後も本支援金の申請の失

念などがないよう、引き続きメールによる勧奨通知など周知に努めてまいります。

事務局からの説明は以上です。

議長 要は、これはもう交付することが決まったと。それに対して申請等漏れのないように、事務局からしっかりとアナウンスをするという、そういう報告でよろしいですね。事務局から何かありますでしょうか。

これは逆に言うと、皆様も昨今の物価高はご承知のことと存じますが、その対応がこのようになされたということかと思います。皆様、よろしいですか、これについて。

〔発言する人なし〕

(2) 越谷市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について

議長 では、次に行きたいと思います。

次の報告が報告事項2、越谷市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について、事務局のほうからご説明をお願いします。

事務局 それでは、資料1の16ページ、17ページをお開きください。越谷市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

令和6年6月に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による栄養士法の改正により、17ページの5、関連情報にありますとおり、管理栄養士養成施設の卒業者は、栄養士免許を有していないなくても管理栄養士国家試験を受けることができるとされました。現行の基準省令では、その人員配置基準等において、単に「栄養士」と規定するものがありますが、現行の管理栄養士は、必ずこの栄養士免許を有しているため、全てこの「栄養士」に該当しております。

しかしながら、今般の栄養士法の改正により、今後は栄養士免許を持たない管理栄養士が存在することとなるため、この場合、人員配置基準上の栄養士には該当しないこととなります。そのため、このような管理栄養士についても、当該規定に該当するように国の基準省令が改正され、規定上「栄養士」の文言が、「栄養士又は管理栄養士」等に改められました。そのため、本市における

各基準条例においても、この省令に従い、同様の内容とするものでございます。

なお、今回の改正は文言の整理によるものであるため、実質的な内容の変更はございません。

事務局からの説明は以上です。

議長　これは、栄養士について制度上言及されていることに関して、法制度が変わりますと。そうなってくると当然それに基づきまして、制度が変わったのであれば、そういった条例のほうで記載してある事項も文言も変えなければいけないということで、簡単に言うと「栄養士」と書いてあったものを、「栄養士又は管理栄養士」というふうにしたという。これは正直言いまして議論するというよりも、規定が変わりましたので、こういうふうに順当に変更したという、そういういった報告になろうかと思います。何かこれについてよろしいですか。

はい、どうぞ。

事務局　すみません。事務局から補足でございますが、今こちらに掲載されているものにつきましては、今月から開会される3月議会で上程されるものでございますので、まだこの議案が通っているものではございません。言葉足らずというか、説明足らずで申し訳ございませんが、これあくまでも予定ということでございますので、ご承知願います。

議長　ただ、順当に言うと、制度が変わる以上は、これは変えざるを得ないということだし、またそれで大きなトラブルもないだろうという、そういう理解でいいですか。

では、どうぞ。

F委員　すみません。質問なのですから、報告事項の中身については特に質問はないのですが、後ろのページにいろんな施設を対象としているという中で、今回の条例のタイトルが一応軽費老人ホームだったので、この軽費老人ホームについて聞きたいのですけれども、越谷市内に2つあるかと思うのですが、軽費老人ホームって介護保険法ができる前からある施設なのですけれども、なかなか認知されていなくて、どういった方を対象に入所されているのか、どういった位置づけでこういったホームがあるのかお聞きしたいなと思って、ご質問させていただければと思います。

あわせて、市からも補助金か何か出ているかと思うのですが、市のほうでこちらの運営とか入所について、どの程度把握されているのか教えていただければと思います。

議長 では、基本的なところいいですか。

事務局 今のF委員からご質問のございました軽費老人ホームにつきましては、確かに介護保険法の設立前からある施設でございまして、準拠している法律は老人福祉法と社会福祉法になります。老人福祉法の中で軽費老人ホームの目的が定められておりまして、基本は低額もしくは安価な家賃で健康な方を入れるというのが目的になっております。

この設置につきましては、社会福祉法上の中で届出というような形になっておりまして、届出ができる場合は、我々地方公共団体もしくは社会福祉法人、それ以外のものがもし仮に軽費老人ホームを設置したいという場合は、これは許可行為になります。先ほど補助金の関係のお話がございましたが、これは介護保険課ではなく、地域共生推進課のほうから説明をさせていただきたいと思います。

事務局 補助金のほうは、利用者に対する額を下げるこことによって、事業者さんに補助金を、その差額分を補助しているような内容になっておりまして、2施設ありますが、1施設が定員55人、もう1施設が50人の定員となっております。今の入所状況なのですが、ちょっと古い数字で申し訳ないのですけれども、令和6年3月31日時点での定員55人の施設が51人入っているような状況で、定員50人の施設が40人入っているような状況です。面接とかをしながら入所が決定していくような形になっておりますので、なかなか入りづらいというお話を伺っておりますが、少しでも費用を抑えるような形での補助というような対応を取っているところでございます。

以上でございます。

議長 そんな感じでいいですか。

F委員 はい、結構です。

議長 ありがとうございました。確かに急に軽費の話が出たので、変に思われたかもしれません。

(3) 越谷市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議長 では、次に参りたいと思います。報告事項3、越谷市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、これは実はデリケートな問題で、国のほうが省令を変えた。だから、それに合

わせ越谷もある意味で変えざるを得ない部分があると。ただし、実質的にそれによってサービスが低下することは、越谷市としては防ぎたいというような趣旨だと思います。

改めて、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局 それでは、報告事項（3）、越谷市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明させていただきます。

資料20ページの1、改正の背景・必要性を御覧ください。地域包括支援センターの職員配置につきましては、全国的に人材確保が困難となっている状況を踏まえ、介護保険法施行規則の一部が改正され、専門職である保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士の3職種の配置を原則としつつ、地域包括支援センターの質が担保されるよう留意した上で、柔軟な職員配置が可能となりました。この改正は、市町村が条例を定めるに当たり従うべき基準で、本市条例でも同様の規定を盛り込み、令和7年4月1日施行に向けて、令和7年3月議会に議案を上程し、条例改正することを報告させていただくものです。

次に、改正内容につきまして説明させていただきますので、同ページの2、改正の概要を御覧ください。1点目は、常勤換算方法による職員配置となります。地域包括支援センターに在籍する3職種につきましては、原則常勤職員でなければならないとされておりますが、今回の改正により、高齢者人口及び地域包括支援センターの運営状況を勘案して、越谷市介護保険運営協議会が必要と認める場合は、常勤職員の員数を非常勤職員等で充てることが可能となりました。

常勤換算方法のイメージ図につきましては、（参考）を御覧ください。こちらにつきましては、常勤として勤務すべき時間数が週5日、40時間である保健師が欠員となった場合の例となります。こちらは常勤換算方法が可能となつた場合なのですけれども、欠員となった保健師の員数を非常勤職員で充てるために、勤務すべき時間数が週2日、16時間である保健師と、週3日、24時間である保健師での職員配置を可能とするものとなります。

次に、2点目は複数圏域における高齢者人口の合算による職員配置についてとなります。資料21ページを御覧ください。こちらにつきましては、専門職である3職種について、複数の地域包括支援センター間で連携し、柔軟に職員配置ができる仕組みとなります。従来は本市条例により、各地域包括支援セン

ターは、担当する圏域の高齢者人口がおおむね3,000人以上から6,000人未満ごとに、3職種1人ずつ専任で配置する必要がありました。今回の改正により、連携する複数の地域包括支援センターが担当する圏域ごとの高齢者人口を合算し、その合計に応じた専門職数が複数圏域内で配置されていれば、個々の圏域で少なくとも2職種以上在籍していれば、本市条例で定める配置基準を満たすものとなります。

なお、こちらの運用につきましても、地域包括支援センターにおける効果的な運営に資すると、越谷市介護保険運営協議会が認める場合において可能となります。

複数圏域のイメージ図につきましては、（参考）を御覧ください。こちらにつきましては、1つの圏域で欠員が生じている場合の例となります。従来であれば、地域包括支援センター、こちらA、B、Cと表記されているのですけれども、それぞれ3職種1人ずつ配置しなければならないところ、地域包括支援センターAには2職種しか在籍していないため、通常であれば、本市条例で定める配置基準を満たしておりません。

しかし、ここで地域包括支援センターA、B、Cが連携して1つの圏域とした場合、合算した高齢者人口1万8,000人に応じた専門職数の配置ができていれば、地域包括支援センターAについては、2職種の配置でも配置基準を満たすものとなります。イメージとしましては、ここでは複数圏域内で地域包括支援センターのAの欠員分を、ほかの地域包括支援センターが補っている形となります。

また、イメージ図に記載されているとおり、複数圏域内の地域包括支援センター間では、情報共有、相互支援を行うこととされております。相互支援の方法等については、国からは特に明確な定めはないため、業務分担等の決めは、連携する地域包括支援センターの運営法人間で行っていくことが想定されます。

次に、3、改正による影響を御覧ください。この改正は、柔軟な職員配置を可能とするものであり、人員配置の選択肢を広げるものではありますが、常勤換算につきましては、業務の継続性の確保など、また複数圏域につきましては、運営が異なる委託法人間での業務の役割分担や委託料の取扱いなど、現状課題もあることも認識しております、直ちに運用することは考えておりません。ただし、今後運用する場合につきましては、事前に貴協議会に諮り、意見を聞いた上で適切に対応してまいりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

事務局からの説明は以上になります。

議長 何かすごい時代になってきたなと正直言って思います。要は人が確保できないので、地域包括の人員確保の関係で、改正の概要としては2点あります。常勤換算法を可能とするということ。それから、もう一つは2番目、複数圏域、1つで確保できない場合、複数の圏域の合算で職員配置を考えてもよいという国のそういう省令が出たことに伴いまして、越谷市としては、条例としては変更するけれども、ただし実際にその与える影響も非常に甚大であるために、すぐにこれを運用するというわけではないということ、ここは押さえておきたいと思います。運営する際には、もしどうしても運用せざるを得ない場合には、事前に協議会に諮りたいということ。事務局、それでよろしいですか。

事務局 はい。

議長 だから、あくまで国の方針がこうなったから、市としてもこういうことを条例等に盛り込まざるを得ない。ただし、それをやるということの影響を鑑みたときに、これはその影響力も大きいだろうということで、すぐにはせず、またもしどうしてもやらなければいけない場合は協議会に諮るという、そういう報告です。これは、そういうふうな報告をせざるを得ないということになろうかと思いますが、皆様のほうから何かありましたらお願ひいたします。

はい、どうぞ。

B委員 すみません。欠員が生じている場合というのですけれども、現在の市内の地域包括支援センターでは、欠員は生じていないのですか。

議長 というか、ごめんなさい。市は多少上乗せしていますよね、本来基準より。そこら辺も含めてお願ひします。

事務局 現在、地域包括支援センターは市内に12か所ございまして、そこに配置している職員数が合計で63名となってございます。現状のところ、欠員は生じていなくて、全て各地域包括支援センターの人員については、充足をさせていただいているところでございます。

先ほど会長のほうからもありましたが、越谷市としては地域包括支援センターの業務の負担が増えていると。相談件数も年々増えておりますので、そういう意味では、条例に定める基準よりは上乗せをするような形で、人の配置をさせていただいてございます。それが令和6年度におきましては、令和5年度が57名だったのですが、それを6名増やしまして63名ということで、上乗せの人員配置をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

議長 だから、国が言っているのは、1名ずつは用意しなさいと。その1名すら用意できなくなったら、常勤換算でもいいとかということだと思います。越谷の場合は、今はそれ以上に人員は配置しているという状況だと思います。ただ、もし万が一そうなったときにはまた、この協議会等で審議の上、検討していくという事態も起こるかもしれないということも含めて、ここでご提案いただいたものと思います。

何かほかに皆様からご意見とかよろしいですか。

はい、どうぞ。

C委員 市民の立場からすれば、地域包括支援センターというのは、お年寄りが、その家族が、気軽に無料で相談できる場所という形で捉えていくのが本当だなと思っています。近頃、地域支援センターに行く機会がありまして、その中で感じたことなのですけれども、要介護認定の手続等も30日以内でやっていただきましたし、それから介護保険に沿ったケアプランも作成していただいた状況を見ていると、やっぱり地域包括支援センターが一つの場所だなという気がしますし、これを実力というか、力をそがれるようになってはならないのではないかなと思います。

以上です。

議長 では、ほかにご意見。今、貴重なご意見なので、記録に残しておいてください。

では、どうぞ。

E委員 人員確保が困難ということで、このような改正の議論になっていると思うのですけれども、越谷市のほうでは今足りているということがご説明ありましたが、介護保険だとどうしても常勤でなければならないというものが、結構基準上つきまとってしまうものですので、もし今後ほかのサービス、包括支援センターの保健師だけではないのですけれども、施設で採用する看護師であったりとか、ほかの資格の方に関しても、常勤でなければならぬというところのものが、もし今後国の中での省令が変更になる。そういう場合は、速やかに検討のほうに上げていただけると、非常にありがたいなと思います。

議長 特に事務局からはいいですね。今のご意見は、記録として残しておいてください。それおっしゃるとおりなので、そのとおりだと思います。

A委員 すみません。（2）のところで、おおむね3,000人以上6,000人未満

ごとにセンターに配置すべきという形で、高齢者人口に対して配置すると位置づけられていますが、第8期のときにも、この辺り議論があったと思うのですけれども、越谷市は人を多く配置している。

一方で、高齢者人口の3,000人以上6,000人未満のところを、9,000人とか1万人とかのところに対して、地域包括支援センターが1個あるという形に、今12地区に圏域を分けているかと思うのですけれども、地域包括支援センターがどうしても地域包括ケアシステムの大きな基盤になる。総合相談支援とか、権利擁護とか、そういう機能を持っているかと思いますので、今回こういう国の省令改正で、柔軟な取扱いができるというふうになったことを踏まえて、いま一度検討で構わないのですけれども、やっぱり9,000人、1万人に対して包括が1個というと、ちょっと距離があるような形になるので、少しでも地区の住民との距離を縮めるという意味で、3,000人以上6,000人未満にもう少し近づけることができないか。圏域の見直しというか、そういうのをいま一度検討していただけたらと思っていますが、その辺りいかがでしょうか。

議長 では、ちょっと事実確認させてください。私も改めて思った。今度、地域包括できますよね。そういうところの中で、3,000人以上6,000人未満というのは守られていない地域があるかどうか、まずそれ。それから、今後の方針について。

事務局 地域包括支援センターの人員配置につきましては、市の条例で3,000人から6,000人という高齢者人口に応じた職員配置を行うということとなっております。また、それに加えまして、こちらは人員配置基準に基づく運営方針ということで、市長決裁で別途高齢者人口に応じて、人員配置をしていくということを、また改めて定めている、そういう基準がございます。そこにおいては、先ほどA委員さんのほうからあったような9,000人とか1万2,000人ということに対しまして、基準上では6,000人を超えるごとに2,000人という単位で1人ずつ増やしていくというような方向性で、職員配置をしてございます。

先ほど日常生活圏域に関しましては、やはり圏域によって大小ございまして、どうしても大きな圏域に関しては距離があるというようなご意見もございましたが、越谷市といたしましては、13の日常生活圏域、13地区のコミュニティ区域がございまして、そちらを基本として地域コミュニティとの一体化

を図るために、地域包括支援センターを設置運営しているというようなところでございます。

大袋地区の例で申し上げますと、今大袋の地域包括支援センターがデイサービスセンターの範囲の中にありますが、駅のほう、特にせんげん台パークタウンなんかは、高齢者人口が5割近くになっているといったことも踏まえまして、相談のしやすさ、利便性の向上ということも踏まえて、地域包括支援センターの大袋のせんげん台出張所なんかも設けたりして、相談がしやすいような体制を整えているところでございます。

相談のしやすさに関しては、地域包括支援センターは来所による相談だけではなくて、お電話をいただければ、ご訪問させていただいて、ご家庭で相談を受けさせていただいているといったこともございますので、そういうことも踏まえまして、相談のしやすさについては、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長 要は6,000を超えたところは、まずあるわけですね。

事務局 はい。

議長 ある。それに対しては、日常生活圏域ということを重視して設置しているので、それでも人口が多いところについては、職員加算ということで対応していると、そういう趣旨でいいですか。

事務局 はい。

議長 A委員、何かあれば。

A委員 おっしゃるとおりだと思うのですけれども、検討ではないので、それこそ先ほど出た派出所、出張所の考えでも、包括の数を増やすのではなく、例えばもうちょっと1万2,000人の地区とか、多分こう言うとちょっと言い過ぎなのかもしれないですけれども、ほとんどの地区が全部4,000、この3,000人以上6,000人未満を全部超えているような記憶なのです。なので、もうちょっと出張所とか何かそういうのも含めて、包括を増やしたい、圏域を増やしたいとか、そういうところまででなくとも全然構わないで、いい機会のかなと思いまして、ご検討をお願いしたいと思います。

議長 事務局、何かありますか。

事務局 A委員さんから、越谷市の日常生活圏域として、6,000人を超えているところが多いというようなご指摘ございましたが、補足として6,000人を

超えている地区のほうご報告させていただければと思います。超えているのが南越谷地区と増林地区、それから出羽、蒲生、桜井、大袋、こちらの6地区となっています。

以上です。

議長 半分ですね。いずれにせよ、委員としては実際数を増やせという。増やすなら増やすにこしたことないのかもしれませんけれども、それが無理なら、出張所を含めて、何らかの利便性のある形で考えてもらったらいいのではないかというご意見だったと思いますので、それはそれで記録に残していただき、またしかるべきときにご議論、ご検討いただければと思います。よろしいですか。

では、ということでちょうど1時間半かかりました。これで、当方で用意いたしました議事については、以上で終了となるかと思います。皆様には円滑なご議論、かつ非常に深いご議論で、ここで私が言うことではないのですが、やっぱりすごい話だなと思います。計画に書いたことに対して、応募事業者がなかった。これってすごいことだと思います。それはA委員がおっしゃったように、労働人口とかそういったものが同じであれば、またそういうメリットみたいものがなければどうなのかという問題。それから、ショートステイの変換というのもそういうことです。ある程度しっかりとデリケートに考えていかなければいけないのではないかとか、それから最後、地域包括を常勤換算にしてもいいのではないかとか、すごい時代になったなという感じがあります。

それをまた実態として踏まえた上で、この事実を確認し、そしてまた今提供されているサービスがちゃんと活用されているのかを確認し、次の計画に結びつけていくということが問われているのかなということを、深く認識した次第となっております。皆様の円滑かつ深いご議論に感謝申し上げます。

進行は事務局にお返しいたします。

司会 星野会長、長時間にわたる議事進行、ありがとうございました。

4 その他

司会 それでは、次第の4、その他につきまして、委員の皆様から何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

[「なし」と言う人あり]

司会 それでは、事務局から連絡事項が4点ございます。

まず、1点目でございますが、本日お配りした資料につきまして、地域共生

推進課よりご説明いたします。

事務局 それでは誠に恐れ入りますが、この場をお借りしまして、今月から新たに開始いたしました移動販売につきましてご案内させていただきます。

本日お配りいたしましたクリップ留めされました3枚つづりとなっている移動販売の資料を御覧いただきたいと存じます。資料の1枚目が、先日報道機関向けに配布いたしました資料となります。本市では、高齢者を中心としたしました買物困難な方の支援のため、ウエルシア薬局株式会社、株式会社カスミ、それぞれとの連携による移動販売を開始いたしました。ウエルシア薬局につきましては、先週2月10日の月曜日から、カスミ株式会社につきましては、今週2月17日月曜日から運行を行っております。販売場所はそれぞれ42か所と40か所で、まずは乗合交通が利用しづらいとされております市内6地区を対象に運行を行っております。

2枚目、3枚目につきましては、それぞれの企業が作成いたしました広報用のチラシであります、裏面には運行スケジュールと販売場所が掲載されております。販売場所につきましては、自治会館を中心に福祉施設や病院、個人宅など、様々な方々にご協力いただき調整を行ってまいりました。先週運行いたしました開始しておりますので、目立ったエピソードを紹介させていただきますが、長い期間外に出られないでいたという高齢者の方が、この移動販売が来るということで、久しぶりに、何年かぶりに外に出たというようなこともあったということを伺っております。また、わざわざデイサービスを休んでまで、この移動販売が楽しみで来たよというようなことを言ったということで伺っております、いろいろ役に立っているのかなというところを感じております。

また、1か所で大体4名から5名ぐらい集まって来ていただく箇所が大半なのですけれども、中には先週強風だったということもございまして、ゼロ人だったというところもございました。これはまた、今後周知を強化していくながらということで、皆様に使っていただけるように周知を行っていきたいと思います。また、その周知につきましては、当初は広報2月号への掲載ですとか、対象地域へのチラシの回覧などを行っているほか、過日市役所で行いましたオープニングセレモニーの様子が、東武よみうりに掲載されたということもございます。

また、委員の皆様におかれましても、周りの方々にご周知いただきますと幸いでございます。

移動販売の説明は以上でございます。

司 会 次に、2点目でございますが、次回の会議につきましては、令和7年5月の開催を予定しております。具体的な日程につきましては、正副会長と調整させていただき、改めて委員の皆様にご連絡いたします。

次に、3点目でございますが、本日の会議録につきましては、後日作成できました段階で委員の皆様に送付させていただきます。内容をご確認の上、次回の会議にて確定していただければと存じます。

最後の4点目ですが、委員報酬につきましては、継続してご参加いただいている委員の皆様につきましては、前回と同じ口座にお振り込みいたしますので、振込先等の変更がある方につきましては、事務局までお声がけください。

連絡事項は以上となります。

5 閉 会

司 会 最後に、閉会の言葉を久保田副会長からお願ひいたします。

久保田副会長 皆様、本日は建設的なご意見ありがとうございました。7期、8期、9期とそれぞれ向かっていく中で、8期にしてもロードマップを作成しながら、随時進行を進めてまいりまして、皆様のお力もあり順調にいっていることもありました。正直9期に関しても1年目で、募集をかけたところで来なかつたというところもあります。ただ、8期を見ても予測と実測、特に高齢者の人口や人員については、十分計算されているものの近くになってきたなという実感が湧いてきています。そういう意味でいきますと、ただ単にアンケートを取るだけではなくて、施設の方々の現実の声とか、そういうのを酌み取っていただいているあかしかなというふうにも感じています。

一方で、今日出てきました見直し、様々なところがございまして、やはり今現状この地域包括支援センターの枠組みを捉えるにしても、今は人員は満たしているけれども、あと20年たったときにどうなっているのかなということを考えると、やはりそこも考えながら進めていかなければいけないのかなということを、皆さんのお意見を聞きながら感じていました。

令和7年度の第1回のほうで、事務局サイドから様々な皆さんに対するお諮りがあると思いますので、またご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

司 会 久保田副会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年度第3回越谷市介護保険運営協議会を閉会とさせていただきます。皆様、大変お疲れさまでした。